

(様式第1号)

□ 会議録 ■ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市都市景観審議会
日時	令和6年1月16日(火) 午前10時～午前11時40分
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	会長 徳尾野徹 委員 小浦久子、嶽山洋志、平田智仁、古川仁、川島あゆみ、中前あゆみ、栗山尚子 欠席委員 増岡亮、加我宏之
事務局	まちづくり課 高島市長、島津部長、谷崎課長、岡本係長、福井主査、村上係員
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者8人中8人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

(1) 委員出席状況報告、会議の成立報告

(2) 署名委員の氏名

(3) 議 題

(協議事項)

ア 芦屋市屋外広告物条例施行後の総括について

(報告事項)

ア 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による

特例許可を受けた物件の現状報告について

イ 景観地区における認定状況について

ウ 芦屋市景観アドバイザー会議・景観認定審査会の開催状況について

4 その他

5 閉 会

2 提出資料

資料-1 芦屋市屋外広告物条例施行後の総括について

資料-2 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による

特例許可を受けた物件の現状報告について

資料-3 景観地区における認定状況

資料－４ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況一覧

３ 協議内容

（事務局谷崎）皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催させていただきます。本日の審議会の進行を務めさせていただきます、まちづくり課の谷崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料の御確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております資料と、本日はお席のほうに会議次第、出席者配席図、また追加の資料といたしまして資料一覧をお配りしております。おそろいでない方は挙手のほうをお願いいたします。

なお、会議録作成のために録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進行をさせていただきます。

会議次第の２でございますが、審議会の開催にあたりまして、高島市長からご挨拶させていただきます。

（高島市長）おはようございます。本日は、お忙しい中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度初めての景観審議会ということで、委員の皆様は、日頃より芦屋市の景観行政にご指導・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

芦屋にとって、この景観というのは本当に重要だと思っています。芦屋は、大きな法人ですとか、大きな工場があるわけではない、そんな住宅都市でございます。皆さん、市民の皆さんが、いかにこのまちを好きになって、そして住み続けてくださるといふところが、この芦屋市のまさに明暗を分けるといっても過言ではないと思っております。そういう観点でも、今回、議題になっております屋外広告物条例の話ですとか、さまざまな景観行政に、皆様のご協力をいただきまして本当に重ねて御礼を申し上げます。

本日は、その屋外広告物条例の総括ということでご協議いただくことになっております。平成２８年に条例を施行しまして、良好な景観形成及び風致の維持を目的として指導を行ってまいりました。平成２８年ということで、間もなく８年ということになりますけれども、今後、どのような取組をしていくべきなのか、方向性についてもぜひ議論をしていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

（事務局谷崎）誠に申し訳ございませんが、市長はこの後、公務の都合により退席とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（高島市長）また議事録等も拝見させていただきますので、よろしくお願ひ致します。ありがとうございました。失礼致します。

（事務局谷崎）それでは、徳尾野会長にご挨拶いただき、引き続き会議次第の３、議事について、進行をお願いいたします。

（徳尾野会長）それでは、会議次第３、議事に入ります前に、まず、会議の公開についての取扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第１９条では、一定の条件の場合で委員の３分の２以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定条件とは、同条例第１９条第１項第１号では、「非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合」、同項第２号では「会議を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」と規定されております。

本日の議題のうち、協議事項については、市の内部における意思形成の過程にある内容及び法人情報を扱うものであり、また報告事項アについては、個人情報を含むものであるため、情報公開条例第１９条第１項第１号に基づき、非公開情報が含まれている事項の審議等に該当するものとして非公開とし、報告事項イ及びウにつきましては、原則どおり公開するというこ

とで、ご異議はございませんでしょうか。

<全員異議なし>

(徳尾野会長) それでは、本日の会議については、協議事項及び報告事項アについては非公開とし、報告事項イ、ウについては公開ということにさせていただきます。

それでは、議事を進めます。まず、事務局から、本日の会議の成立について報告をお願いいたします。

(事務局岡本) 本日の委員の出席状況でございますけれども、委員全部で10名のうち8名の方がご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

(徳尾野会長) 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、古川委員と川島委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題3に進めさせていただきます。

本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、協議事項1件、報告事項3件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項といたしまして、「屋外広告物条例施行後の総括について」事務局から説明をお願いいたします。

議題（協議事項）ア 「芦屋市屋外広告物条例施行後の総括について」

上記の議題について、事務局より説明を受け、以下の点について協議を行った。

[主な協議内容]

- 芦屋市屋外広告物条例施行後の既存不適格数の推移とまちなみの変化について
- 補助制度終了後の取り組みについて

[評価]

- 条例制定前と現在のまちなみを比較して、景観として良い成果が出ている。
- 事業者に向き合い働きかけ、良いものを発信していくと良い。
- 事業者に自主的に取り組んでいただけるよう、良い方向に促していくことが重要である。

[今後の検討課題]

- 規制するだけでなく建物と一体になった良いデザインで賑わいを創出する。
- 内張りやデジタルサイネージ、ラッピングバスなどへの対応を検討する。
違反広告の分析（業種ごと、種類ごと）をしてはどうか。

それでは、次の議題へ移りたいと思います。

(報告事項)ア、芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例による、特例許可を受けた物件の現状報告について、事務局から説明をお願いいたします。

議題（報告事項）ア、「芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例に特例許可を受けた物件の現状報告について」

上記の議題について、事務局より特例許可を受けた物件の現状について報告を行った。
特例許可を受けた物件の現状について委員より問題無いとの意見を確認した。

(徳尾野会長) では、次の議題に移らせていただきます。本日、傍聴希望者はおられないですね。

(事務局岡本) 確認いたしますので、お待ちください。本日、傍聴希望者はおられません。

(徳尾野会長) それでは、報告事項イ、「景観地区における認定状況について」と、報告事項ウ、「芦屋市景観アドバイザー会議・景観認定審査会の開催状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局村上) では、報告事項イ「芦屋景観地区内における建築物等の認定状況について」、説明いたします。お手持ちの資料のA4の資料の右上に「報告事項イ資料」と書いてある資料をご覧ください。

前回の景観審議会において、令和5年2月までの認定状況を報告させていただいております。令和5年3月の認定状況は、芦屋景観地区内の大規模建築物の新築が1件、色彩の変更が2件、その他の建築物は新築が24件、増築が2件、色彩の変更が12件でございます。認定工作物は、新築3件、増築1件、改築1件、3月分の合計は46件でございます。カッコ内に令和4年度の合計件数を表しております、令和4年度としては合計422件の申請がございました。

次に、芦屋川特別景観地区内における建築物の認定状況を説明させていただきます。芦屋川特別景観地区の今年の3月分は、建築物の新築が1件、色彩の変更が3件の合計が4件。令和4年度の合計としては、10件の申請がございました。

続けて、芦屋景観地区内今年度の直近の12月分までの状況をお伝えいたします。芦屋景観地区の大規模建築物は、新築が12件、増築が1件、模様替えが1件、色彩の変更が14件の合計28件でございます。その他の建築物は、新築が138件、増築12件、色彩の変更82件の合計232件でございます。認定工作物は、新築24件、増築1件、改築4件の合計31件で、令和5年度12月末時点の合計は、291件でございます。

最後に、今年度12月分までの芦屋川特別景観地区内における建築物の認定状況は、大規模建築物の新築が1件、色彩の変更が2件の合計3件でございます。認定工作物は、新築が1件です。芦屋川特別景観地区内で認定をした合計件数は4件でございます。

以上で、報告事項イの認定状況についての説明を終わります。

(徳尾野会長) 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。如何でしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑等なし)

ご質問、ご意見はないようですので、次の議題に移りたいと思います。

(事務局村上) 続いて、報告事項ウ、景観アドバイザー会議の開催状況等について報告いたします。令和4年度の3月と直近12月までの景観アドバイザー会議の開催状況について、ご報告させていただきます。

今年度の案件は、主に共同住宅が多く、ほかに診療所や事務所、一戸建ての住宅などの幅広い用途の建築物・認定工作物の提出がありました。

令和5年5月、11月、12月については、事業者より申請がなかったため、景観アドバイザー会議は開催しておりません。開催回数は、今年度6回の開催があり、議事件数は9件アドバイザー会議に諮っております。

景観アドバイザー会議の協議案件を地図に示した資料について説明いたします。芦屋の北部については今年度の申請はなく、主に中心部と、南芦屋浜で2件の申請がございました。図面内の青い丸が共同住宅で、緑の丸が一戸建て住宅、赤色の丸がその他、住宅以外の用途、店舗や事務所の用途となっています。

それでは、個別の事例として、大規模建築物の景観アドバイザー会議で行った認定事例について、1件紹介させていただきます。

こちらがアドバイザー会議を行う前のパースになります。この計画について、アドバイザー

会議では主に以下の点が議論になりました。

- ・敷地際、歩道沿いに建築される高さ2mの目隠し塀
- ・単一樹木を用いた沿道の植栽計画
- ・外壁及び屋外階段のしつらえ
- ・歩道沿いに設置されるゴミ置き場

アドバイザーとの協議において、景観指導の論点を歩道沿いの塀と、単一樹木を用いた植栽計画、そしてごみ置場の配置に絞ることになりました。協議及び景観指導の結果、歩道沿いの塀やゴミ置き場は敷地奥に移動し植栽帯になりました。また、単一樹木だった植栽計画は2種類を使用した混植となりました。今後もより良い景観が増えるように、このような景観の指導を続けていきたいと思っております。以上で、事例紹介を終わります。

(徳尾野会長) ありがとうございます。それでは、事務局からの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(嶽山委員) この事例の議事録や経緯みたいなものというのは、具体的にどこかで見る事ができたりするのでしょうか。

私もほかの自治体でアドバイザーにも入っているが、今回の発表で、とてもしっかりと指導されていると思いました。会議の進め方であったり、どれぐらい議論をされたのかとか、何かそういったところの情報は、ぜひ知りたいなと思ったりしました。

こういうような事例をもっとアピールしていただいた方が、事業で決まっているものが出てきたりとかするのがあつたりするので、そのプロセスを聞くことはできるのでしょうか。

(事務局村上) 会議要旨は市のホームページで公表しておりますが、議事録や経緯は公表しておりません。

(小浦委員) 芦屋の場合、景観地区ですので、認定という処分となります。ですから、景観計画だと、届出、勧告で、外観仕様については変更命令まですることになり、全国的にも勧告はかなり出しているのですが、変更命令を出しているところは少なく、景観地区で不認定をしているのは恐らく、芦屋だけだと思います。やはり、早い時期に不認定を出していますので、基本的に事業者も、芦屋の場合は、しっかりと協議をしなければ、不認定が出されるかもしれないという認識はあると思います。

ですから、やはりこういった制度をうまく運用していくというのは、市が、あるいは市民が、あるいは議会の皆さんが、その初期の段階で、非常に景観を大事にしたいという思いを共有できていたということが、この出発点にあると思います。それが、時間が経つにつれて減りかけている中で、頑張っているという状況となります。屋外広告物も一緒ですけれども、やはりもう一度、芦屋にとって、景観の重要性と、住宅都市としての環境の高さというのがまちの資産だと思いますので、そういったことを、共有できるような取り組みというのは重要なと感じています。

(徳尾野会長) ありがとうございます。景観アドバイザー会議と認定審査会の二段構えになっているというのが大きいのではないかと思います。

(小浦委員) この認定件数というのには、年ごとに大きな変動があるのでしょうか。恐らく、コロナの時に減ったりとか、また今増えてきたりとか、経済情勢とかいろいろなことの影響もあると思うのですが、そのあたりは感覚的にどうでしょうか。

(事務局岡本) 認定件数に関しましては、やはりコロナが落ち着いたあたりから、件数が増える傾向にあったと思っております。今は、例年の状況に戻りつつあるのかなという感覚はもっております。

(小浦委員) ありがとうございます。

先ほど、景観アドバイザー会議では、事業者が申請するというようなお話があったと思うのですが、行政としても、この案件をかけるべきだというような判断というものもあるかと思いま

すが、形式上、申請という形をとるという理解でいいのでしょうか。

(事務局岡本) はい、そのとおりでございます。一定の規模のものについては、必ず協議の届出をしていただく必要があり、どの案件を景観アドバイザー会議に諮るかどうかは事務局が判断いたします。一方で諮るタイミングにつきましては、事業者に、その計画に応じてどのタイミングで諮るかを選んでいただいております。事務局としては、できるだけ早い段階で諮ることを勧めているのですが、計画が後ろにずれれば、その分、会議に諮るタイミングがずれていくことになっております。

(小浦委員) はい、ありがとうございます、

(徳尾野会長) ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次に、議題の4番、「その他」でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局岡本) 本日、事務局としては、「その他」については特に予定をしておりません。次回の審議会の予定についても、今のところは、未定でございますけれども、案件に応じて、おそらく来年度になるかと思っておりますけれども、またご案内させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(徳尾野会長) それでは、本日の審議会は、以上となりますが、何かこの会議で聞きたいこと等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで閉会したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。